

平成28年2月16日

## 第419回白石市議会定例会議案

## 目 次

第 1 号議案	財産の取得について	・・・	1
第 2 号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・	2
第 3 号議案	白石市職員の退職管理に関する条例	・・・	11
第 4 号議案	白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	・・・	14
第 5 号議案	白石市農産物直売所建設基金条例	・・・	18
第 6 号議案	しろいし情報館条例	・・・	20
第 7 号議案	白石市子育て応援住宅管理条例	・・・	22
第 8 号議案	白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	27
第 9 号議案	白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	29
第 10 号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	31
第 11 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	33
第 12 号議案	白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	・・・	35
第 13 号議案	白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	・・・	37
第 14 号議案	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	・・・	44
第 15 号議案	白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	・・・	46
第 16 号議案	白石市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例	・・・	48
第 17 号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・	50
第 18 号議案	白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・	52
第 19 号議案	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・	55
第 20 号議案	白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例	・・・	57
第 21 号議案	白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	61
第 22 号議案	白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	・・・	63
第 23 号議案	白石市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例	・・・	65
第 24 号議案	白石市道路線の認定について	・・・	67

## 第 1 号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 取得物件 雇用促進住宅「白石宿舎」
  - (1) 土地（有償譲渡）

所在：白石市字東大畑 8 7 番  
地目：宅地  
地積：6, 4 2 1. 1 5 m<sup>2</sup>
  - (2) 建物（有償譲渡）

鉄筋コンクリート造 5 階建て 2 棟 8 0 戸 3 D K  
延べ床面積：5, 0 2 6. 5 4 m<sup>2</sup>
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 3 9, 8 9 7, 5 2 0 円（消費税含む）
- 4 取得の相手方 千葉県千葉市美浜区若葉三丁目 1 番 2 号  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長 和田 慶宏
- 5 取得後の目的 子育て応援住宅「東大畑住宅」として使用するため

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

第 2 号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市行政手続条例の一部改正)

第1条 白石市行政手続条例(平成8年白石市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(白石市情報公開条例の一部改正)

第2条 白石市情報公開条例(平成16年白石市条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条第1項中「第16条第3号」を「第16条第5項第3号」に改め、同条第3項中「第16条第3号」を「第16条第1項第2号及び第5項第3号」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第15条及び第16条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、実施機関(議会を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる場合を除き、白石市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み

替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の場合において、実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

4 議会は、第1項の審査請求があった場合は、審査会に意見を求め、その意見を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

5 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を變更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を變更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（白石市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 白石市個人情報保護条例（平成16年白石市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「第37条第3号」を「第37条第5項第3号」に改め、同条第3項中「第37条第3号」を「第37条第1項第2号及び第5項第3号」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第36条及び第37条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第36条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第37条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、実施機関（議会は除く。以下この章において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の場合において、実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

4 議会は、第1項の審査請求があった場合は、審査会に意見を求め、その意見を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

5 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する

参加人をいう。以下この章において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 審査請求に係る個人情報の開示について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 白石市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年白石市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「第15条」を「第16条第1項」に改め、同項第2号中「第36条」を「第37条第1項」に改める。

第7条第2項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第4項若しくは第5項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処



理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(白石市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 白石市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年白石市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市町村長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（費用負担）

第10条 法433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料は、徴収しない。ただし、写しの交付を受けるものは、白石市情報公開条例施行規則（平成16年白石市規則第24号）第6条及び第8条の規定に準じ、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（白石市手数料条例の一部改正）

第6条 白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中33の項を34の項とし、32の項の次に次の1項を加える。

33	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条の規定に基づく審査員が行う提出書類等の写し等の交付	交付に係る手数料は、徴収しない。ただし、写しの交付を受けるものは、白石市情報公開条例施行規則（平成16年白石市規則第24号）第6条及び第8条の規定に準じ、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
----	---	---

（白石市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（県営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正）

第8条 県営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「異議申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立てを受けた」を「審査請求があった」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

（市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第9条 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和29年白石市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「5日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求を

する」に改め、同条第2項中「異議の申立てを受けた」を「審査請求があった」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

(市営災害復旧耕地事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第10条 市営災害復旧耕地事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和32年白石市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「7日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立てを受けた」を「審査請求があった」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第 3 号議案

白石市職員の退職管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 4 号議案

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静



# 白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り、白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）第61条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第1号	初年度（当該固定資産に新たに固定資産税	0.14%

に掲げる事業	が課されることとなった年度をいう。本表において同じ。)	
	第2年度（初年度の翌年度をいう。本表において同じ。)	0.35%
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。本表において同じ。)	0.70%
法第17条の2第1項第2号 に掲げる事業	初年度	0.14%
	第2年度	0.46%
	第3年度	0.93%

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、固定資産税に関する申告期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 不均一課税の適用を受けようとする年度

(3) 新設し、又は増設した特別償却設備の概要

(4) その他市長が必要と認める事項

（不均一課税の措置）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を市税の不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る第3条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日以内とする。

第 5 号議案

白石市農産物直売所建設基金条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市農産物直売所建設基金条例

### (設置)

第1条 農産物直売所の建設事業資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石市農産物直売所建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 号議案

しろいし情報館条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

## しろいし情報館条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、しろいし情報館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 白石市の観光、物産及び伝統工芸などの紹介展示を行い、観光並びに地場産業の振興を図るため、しろいし情報館（以下「情報館」という。）を設置する。

2 情報館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しろいし情報館	白石市大鷹沢三沢字桜田11番地6

### (入館料)

第3条 情報館の入館料は、徴収しないものとする。

### (開館時間)

第4条 情報館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第5条 情報館は、無休とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を設けることができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年3月24日から施行する。

(白石市<sup>うーめん</sup>温<sup>やかた</sup>麵の館条例の廃止)

2 白石市<sup>うーめん</sup>温<sup>やかた</sup>麵の館条例（昭和58年白石市条例第9号）は、廃止する。

第 7 号議案

白石市子育て応援住宅管理条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静



## 白石市子育て応援住宅管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市子育て応援住宅（以下「子育て応援住宅」という。）及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て応援住宅 市が事業主体である賃貸住宅をいう。ただし、他の条例で規定している賃貸住宅は除く。
- (2) 共同施設 集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、駐車場、駐輪場、ごみ集積所その他子育て応援住宅入居者の共同の福祉のため必要な施設をいう。
- (3) 子育て世帯 義務教育終了前の子どもを1人以上養育し、かつ、居住するための住宅を必要としている世帯をいう。
- (4) 世帯収入 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第2節第1款による収入又は総収入の額をいう。

(名称等)

第3条 子育て応援住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(賃料等)

第4条 子育て応援住宅の賃料及び駐車料金は、別表第2のとおりとする。

(公募の方法)

第5条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報誌
- (2) 市のホームページ
- (3) 市庁舎その他市内の適当な場所における掲示
- (4) その他住民に広く周知できる方法

2 市長は、前項の公募を行うに当たり、子育て応援住宅の所在地、戸数、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期、優先条件その他必要な事項を明らかにするものとする。

(入居者の資格等)

第6条 子育て応援住宅に入居することができる者は、子育て世帯とし、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 指定の家賃保証会社と保証委託契約の締結をすることができること。

(2) 入居を希望する者の世帯収入が規則で定める基準額以上であること。

(3) 入居者又は入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が白石市暴力団排除条例（平成24年白石市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、入居者及び入居者の属する世帯員の納付すべき市税（白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）第3条第1項に規定する普通税及び同条第2項第2号に規定する都市計画税をいう。）に滞納がないこと。

(入居の申込み及び決定)

第7条 子育て応援住宅に入居しようとする者は、市長に入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、入居の申込みの数が入居させるべき子育て応援住宅の戸数を超える場合には、公開による抽選により入居者を決定するものとする。

3 市長は、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

(入居補欠者)

第8条 市長は、前条の規定に基づき入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が子育て応援住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(意見聴取)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、子育て応援住宅への入居の許

第 9 号議案

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年白石市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表右欄中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第 1 0 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

可をしようとする者又はこの条例の施行の日の前日までに雇用促進住宅白石宿舎に入居していた者で第7条第1項の規定による入居の申込みをした者（同居する者を含む。）が、暴力団員であるかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

（管理の委託）

第10条 市長は、この条例に規定するもののうち、次に掲げる事務を委託することができる。

- (1) 子育て応援住宅の募集に関すること。
- (2) 子育て応援住宅の入退去に係る契約に関すること。
- (3) 子育て応援住宅の家賃の徴収に関すること。
- (4) 子育て応援住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
- (5) 子育て応援住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに雇用促進住宅白石宿舎の入居者から第7条第1項の規定による入居の申込みがあった場合は、子育て応援住宅の入居決定者とすることができる。

第 8 号議案

白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静



別表第 1 (第 3 条関係)

名称	位置
東大畑住宅	白石市字東大畑 8 7 番地

別表第 2 (第 4 条関係)

名称		賃料の月額		駐車料金の月額
東大畑住宅	1 号棟	1 階	36,500 円	1,000 円
		2 階	36,500 円	
		3 階	34,500 円	
		4 階	32,500 円	
		5 階	30,500 円	
	2 号棟	1 階	36,500 円	1,000 円
		2 階	36,500 円	
		3 階	34,500 円	
		4 階	32,500 円	
		5 階	30,500 円	

白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年白石市規則第17号）の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

##### （白石市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

##### （白石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 4 白石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年白石市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

##### （白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例（平成27年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第 1 1 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 2 号議案

白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和44年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 1 3 号 議案

白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

附則第9項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.125」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

別表第1を次のように改める。



別表第1 (第5条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000

## 再任職員以外の職員

46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				

	97		294,600	342,400				
	98		294,900	342,900				
	99		295,300	343,300				
	100		295,700	343,600				
	101		295,900	343,900				
	102		296,200	344,300				
	103		296,600	344,700				
	104		296,900	345,100				
	105		297,100	345,600				
	106		297,400	346,000				
	107		297,800	346,400				
	108		298,100	346,800				
	109		298,300	347,300				
	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第9項中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

第3条 白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の白石市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第7号）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

第 1 4 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、農業委員会の委員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 5 号議案

白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静



白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 16 号議案

白石市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

白石市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例  
白石市東日本大震災復興交付金基金条例（平成24年白石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 17 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条中「100分の7.0」を「100分の6.8」に改める。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条の2第1号中「25,200円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「12,600円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「18,900円」を「16,500円」に改める。

第7条を次のように改める。

### 第7条 削除

第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

第23条第1項第1号イ（ア）中「17,640円」を「15,400円」に、同号イ（イ）中「8,820円」を「7,700円」に、同号イ（ウ）中「13,230円」を「11,550円」に改め、同条第2号イ（ア）中「12,600円」を「11,000円」に、同号イ（イ）中「6,300円」を「5,500円」に、同号イ（ウ）中「9,450円」を「8,250円」に改め、同条第3号イ（ア）中「5,040円」を「4,400円」に、同号イ（イ）中「2,520円」を「2,200円」に、同号イ（ウ）中「3,780円」を「3,300円」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### （適用区分）

第2条 改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 18 号議案

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白石市企業立地促進条例（平成18年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に規定する奨励金は、次に掲げるいずれの要件にも該当する指定企業者に交付する。

(1) 直接事業の用に供するための投下固定資産に係る取得価額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。以下「企業投資額」という。）が3億円（中小企業者にあつては、3,000万円とする。）以上であること。

(2) 事業開始時の新規常用雇用者（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が5人（中小企業者にあつては、3人とする。）以上であること

。

第4条を次のように改める。

（企業立地奨励金）

第4条 企業立地奨励金は、指定企業者が事業の開始後最初に固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を課せられることとなる年度から5年度間（以下「交付対象期間」という。）に限り交付する。

2 企業立地奨励金の額は、次に掲げる額の合算額とする。ただし、白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年白石市条例第23号）第2条及び白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年白石市条例第16号）第2条の規定に基づく課税免除を受けることができる投下固定資産を除くものとする。

(1) 投下固定資産のうち、家屋及び償却資産に対して課された交付対象期間の各年度の固定資産税等に相当する額

(2) 投下固定資産のうち、土地（新設等を行った工場等家屋の一階床面積の部分に限る。）に対して課された交付対象期間の各年度の固定資産税等に相当する額

3 前項の規定は、既存の工場等（以下この項において「旧工場等」という

。)を解体し、新たな工場等（以下この項において「新工場等」という。）を同一敷地内に建設し、生産能力及び生産面積が拡大すると認められる場合にあっては、旧工場等に課せられた直近の年度の固定資産税等の額と、新工場等に課せられた交付対象期間各年度の固定資産税等の額との差額に相当する額とする。

第5条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第6条の2第1項中「事業を開始した日から起算して1年までの間」を「事業を開始した日までの間」に改める。

第7条第2項中「第4条第1項」を「第3条第2項各号」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



第 19 号議案

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 16 日

白石市長 風 間 康 静

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条関係）

都市公園名	有料公園施設の 種類、又は名称	使用料		備考
		単価	金額	
益岡公園	野球場	1時間	540円	市民及び市内の企業等に勤務する以外の者の使用料は1.5倍の額とする。 競技用具でハードルについては、10台を1物件とする。
	庭球場	1時間 1面	430円	
白石川緑地	野球場	1時間	540円	
	ソフトボール場	1時間	540円	
	陸上競技場	1時間	540円	
競技用具1物件		100円		
白石川サッカー公園	サッカー場	1時間	860円	
岩崎公園	庭球場	1時間 1面	430円	

備考 本表に規定する使用料のうち、高校生以下が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の10分の6の額とし、納入すべき使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第6備考の欄中「2倍」を「1.5倍」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 2 0 号議案

白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

## 白石市学校統廃合に伴う任期付教職員の採用等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、白石市立学校の設置に関する条例（昭和39年白石市条例第14号）第2条に規定する小学校及び中学校において、学校統廃合に伴う統合校への円滑な移行を実施するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、任期を定めて採用する市費負担の教職員（以下「任期付教職員」という。）の任用及び給与等に関し、白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号。以下「給与条例」という。）及び白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例15号。以下「勤務時間等条例」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### (採用)

第2条 白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校統廃合に伴う統合校への円滑な移行を実施するために必要な任期付教職員を選考により採用することができる。

### (給料)

第3条 任期付教職員に、勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して、別表で定める教職員経験年数の区分に応じ、同表に定める給料を支給する。

2 前項に規定する教職経験年数の算定方法については、教育委員会が規則で定める。

### (教職調整額)

第4条 任期付職員に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給する。

2 教職調整額の額は、その支給を受ける任期付教職員の給料月額額の100分の4に相当する額とする。

3 第1項の教職調整額の支給を受ける任期付教職員に係る給与条例に規定

する期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に関する規定の適用については、同項の教職調整額は給料とみなす。

(教員特殊業務手当)

第5条 任期付教職員が、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）第26条第1項に定める業務に従事したときは、同条第2項に規定する額に準じて教員特殊業務手当を支給する。

(義務教育等教員特別手当)

第6条 任期付教職員に、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の額は、義務教育等教員特別手当（昭和50年宮城県人事委員会規則7-78）第3条に規定する額に準じて教育委員会が規則で定める。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 任期付教職員に対しては、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休暇に割り振られた正規の勤務時間又は同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて当該代休日に割り振られた正規の勤務時間に勤務する場合を含む。）を命じないものとする。ただし、教育委員会が規則で定める業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

教職経験年数	学歴の区分及び給料の額		
	大学院卒	大学卒	短大卒
1年未満	218,400円	205,200円	183,500円
1年以上2年未満	225,200円	211,700円	193,300円
2年以上3年未満	232,000円	218,400円	201,800円
3年以上4年未満	238,800円	225,200円	208,400円
4年以上5年未満	244,600円	232,000円	215,100円
5年以上6年未満	249,900円	238,800円	221,900円
6年以上7年未満	255,300円	244,600円	228,600円
7年以上8年未満	260,300円	249,900円	235,300円
8年以上9年未満	264,900円	255,300円	241,700円
9年以上10年未満	271,100円	260,300円	247,500円
10年以上11年未満	276,800円	264,900円	252,700円
11年以上12年未満	282,100円	271,100円	257,700円
12年以上13年未満	282,100円	276,800円	262,800円
13年以上	282,100円	282,100円	267,800円

第 2 1 号議案

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例（平成27年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教職経験年数	学歴の区分及び給料の額		
	大学院卒	大学卒	短大卒
1年未満	218,400円	205,200円	183,500円
1年以上2年未満	225,200円	211,700円	193,300円
2年以上3年未満	232,000円	218,400円	201,800円
3年以上4年未満	238,800円	225,200円	208,400円
4年以上5年未満	244,600円	232,000円	215,100円
5年以上6年未満	249,900円	238,800円	221,900円
6年以上7年未満	255,300円	244,600円	228,600円
7年以上8年未満	260,300円	249,900円	235,300円
8年以上9年未満	264,900円	255,300円	241,700円
9年以上10年未満	271,100円	260,300円	247,500円
10年以上11年未満	276,800円	264,900円	252,700円
11年以上12年未満	282,100円	271,100円	257,700円
12年以上13年未満	282,100円	276,800円	262,800円
13年以上	282,100円	282,100円	267,800円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。



第 2 2 号 議 案

白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
白石市こども医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削る。

第6条第1項中「第3条第2項に定める所得の額及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

第 2 3 号 議 案

白石市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例

白石市ホームヘルパー派遣手数料条例（昭和58年白石市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 4 号 議 案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日

白石市長 風 間 康 静

白石市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
10153	狐壇歩道橋線	白石市福岡長袋 字陣場が丘 1番10地先	白石市福岡蔵本 字狐壇 43番1地先	76.0	1.6 ～ 1.6
20287	白石駅歩道橋線	白石市字沢目 58番1地先	白石市字沢目 125番1地先	128.6	1.8 ～ 2.1